

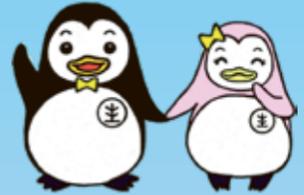
- ・納期内納付にご協力ください……………2面
- ・令和6年10月から児童手当の制度が一部変更になります…4面
- ・ご存知ですか～高齢者のみまもりに関する支援をご案内します…6面
- ・第42回市民みんなのまつりの開催が決定しました…7面



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ “社会を明るくする運動”

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。市では、市長が推進委員会委員長となり、地域の皆さんや保護司会、更生保護女性会、小・中学校長会、地区青少協など関係団体の協力を得て、さまざまな広報活動を行います。

☎福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749



更生保護マスコットキャラクター
「ホゴちゃん・サラちゃん」

第74回“社会を明るくする運動”市民のつどい・音楽祭



過去の第2部「音楽祭」の様子

日時 7月13日(土)午後1時から
(0時40分開場予定)

場所 生涯学習センター

同運動の普及・啓発を目的としたイベントです。来場者には記念品を贈呈します。
定 先着500人
送 車での来場不可
申 当日会場で

第1部「市民のつどい」

(午後1時～2時)

主催者および来賓者あいさつ、更生保護の動画上映

第2部「音楽祭」

(午後2時～4時半頃)

出演予定団体 神宝小学校わかば学級(和太鼓)、第七小学校(合唱)、西中学校・南中学校合同による合唱、大門中学校吹奏楽部、久留米中学校吹奏楽部、東久留米市民吹奏楽団

“社会を明るくする運動”に関する作品募集

同運動の啓発のため、次の通り作品を募集します。詳細は各学校を通じてお知らせします。応募いただいた方には記念品をお贈りします。

書道・ポスター(絵画)

市内中学生の皆さんを対象として、この運動の理解を深めることを目標に書道および絵画作品を毎年募集しています。応募作品は、秋の市民文化祭などで展示する予定です。

作文コンテスト

市内小学生・中学生の皆さんを対象として作文を募集します。テーマは、家庭生活、学校生活等の中で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪や非行をした人の立ち直りについて、考えたことや感じたことを書いてください。

公園セミナー&ワークショップ

☎環境政策課緑と公園係 ☎042・470・7753



市では、地域課題の解決や利用者のニーズ等に応じた特色ある公園づくりの一環として、市民協働による公園の活用・活性化などについて検討しています。そこで、地域における公園等今後のあり方に関するセミナーとワークショップを開催します。

日 7月21日(日)午前9時半～正午頃

場 市民プラザホール(市役所1階)

定 先着40人

師 富永一夫氏(〈一財〉地域活性化センターフェロー)ほか

申 7月1日(月)～16日(火)に専用フォームで

※専用フォームにアクセスできない方は、環境政策課までお問い合わせください。



専用フォーム

納期内納付にご協力ください

☎納税課納税係 ☎042・470・7730

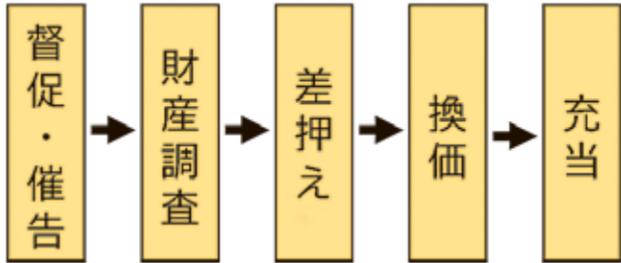
市税などの納付は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマホ決済などでできます。詳細は市庁をご覧ください。

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、納税課にご相談ください。電話相談も随時受け付けています。



■市税を期限までに納付しないとどうなるの？

納期限までに納付しないと、延滞金を併せて納付する必要が生じます。また、督促状などを送付しますが、それでも納付がない場合には勤務先へ給与状況などの照会をするなど財産の調査を行います。同調査の結果、財産が判明した場合は、国税徴収法などに基づく差押えを執行し、差押えた財産は、公売、取立により換価(換金)し、未納の税金に充当します。



滞納処分の流れ

夜間・休日納付相談窓口

休日窓口 7月27日(土)・28日(日)
いずれも午前9時～午後1時

夜間窓口 7月30日(火)午後8時まで

場所 納税課(市役所2階)

昼間お仕事などで忙しい方のために、夜間・休日納付相談窓口を開設し、納付相談のほか、市税などの納付を受け付けます。納付相談は事前連絡があるとスムーズに進みますので、来庁日時をご連絡ください。

※納付書の再発行もできます(一部を除く)。

注▼口座振替の手続きおよび納税証明書の発行はできません▼保育園保育料、保育園副食費、学童保育所費は、納付書を持参していただければ領収します(納付書の再発行はできません)



市庁
(夜間・休日窓口)

自動音声電話・SMSを利用した納付催告を始めます



税負担の公平性および税収入を確保するため、納期限を過ぎても納付確認のできない方に対して、自動音声による電話催告のほか、SMS(ショートメッセージサービス)による催告を実施します。詳細は市庁をご覧ください。



市庁
(自動音声による電話催告)

納付確認に日数を要することから、すでに納付された方に対しても行き違いで発信される場合があります。また、この催告で、次のような内容を案内することはありませんので、ご注意ください。

- ▼特定の金融機関や口座番号への振り込みをお願いすること
- ▼ATM(金融機関やコンビニエンスストア等の現金自動預払機)の操作をお願いすること
- ▼通帳やキャッシュカードを預けるようお願いをすること
- ▼SMS内に特定のサイトやコンテンツへ誘導するリンクを含むこと



6年度国民健康保険 税納税通知書の発送

6年度の国民健康保険税(国保税)納税通知書を7月11日(木)に発送します。これは、4月～7年3月の加入月数分を計算した通知です。納付書や口座振替(普通徴収)、年金天引き(特別徴収)のいずれかでの納付となります。

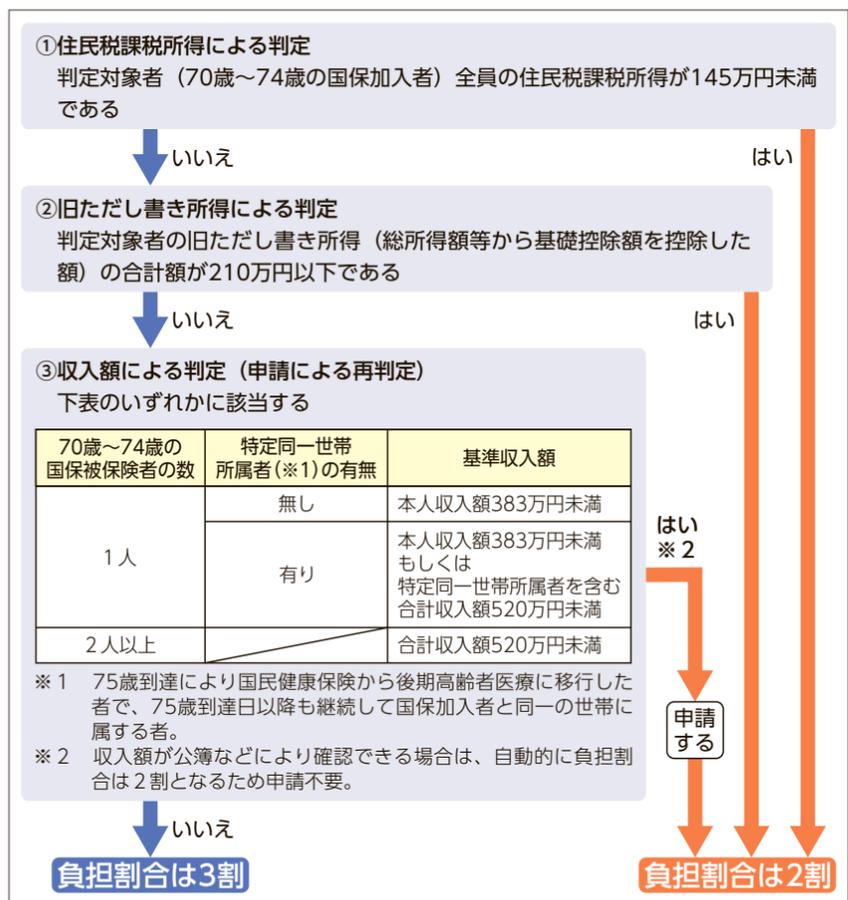
●特別徴収の対象になる方
世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳であるなど、一定の条件に該当する場合、国保税は特別徴収となります(一部例外あり)。なお、今年度から特別徴収の対象になる方は、第3期まで普通徴収となり、10月から特別徴収が開始されます。

●特別徴収から口座振替への納付方法変更
保険年金課窓口(市役所1階)では、納付方法を特別徴収から口座振替への変更手続きを受け付けています。

振替までのスケジュール
7月31日(水)までに手続き
10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替▼8月1日(木)以降に手続き12月以降から中止

※これまでの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。手続きに必要なもの①国民健康保険被保険者証②口座の届出印③口座振替依頼書または金融機関のキャッシュカード(暗証番号が必要です)

高齢受給者証(70歳～74歳の国保加入者)の一部負担金割合判定方法について



国民健康保険 高齢受給者証の更新

70歳以上の国民健康保険被保険者の方には、被保険者証に一部負担金割合(2割もしくは3割)を表記した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以下、「高齢受給者証」)を交付しています。

※②・③は国保税の口座登録がない方のみ必要です。※お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

●国保税の軽減
国保税は住民税のような非課税制度ではありませんが、所得の少ない方も、応益割(均等割)の国保税を負担することから、軽減措置が設けられています。軽減等の詳細は納税通知書に同封するパンフレットや市庁などからご確認ください。国保財政の健全な運営にご理解ご協力をお願いいたします。

●申請により一部負担金割合が3割から2割になる場合があります
住民税課税所得及び旧ただし書き所得による判定の結果、一部負担金割合が3割と判定される場合であっても、令和5年中の「収入額」が基準額未満である場合は2割になります。

この収入額による判定は、市で収入額が把握できる場合同じですが、6年1月2日以降に東久留米市に転入している場合などで、市で収入額が把握できない場合は申請が必要になります。申請による再判定の基準に該当し、一部負担金割合が3割から2割になる可能性がある方には、案内と申請書を送付します。

☎保険年金課国保年金資格係 ☎042・470・7732



市庁



6年度後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付(納入)通知書の送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上(障害認定を受けている方は65歳以上)の方が対象です。6年度の後期高齢者医療保険料決定通知書兼納付(納入)通知書を、7月11日(木)に送付します。納付書や口座振替(普通徴収)、年金天引き(特別徴収)のいずれかの納付となります。

◎年金天引きから口座振替への納付方法変更
納付方法は年金天引き(特別徴収)が原則ですが、口座振替に限り納付方法を変更することができます。ご希望の方は保険年金課窓口(市役所1階)でお手続きください。

振替までのスケジュール
7月31日(水)までに手続き
10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替
8月1日

国民年金 だより

保険料の免除・納付猶予の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。所得が少ない、失業、事業の廃止(廃業)などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、

日(木)以降に手続きし12月以降から中止
手続きに必要なもの
①後期高齢者医療被保険者証
②口座の届出印
③口座番号が分かるもの(預金通帳など)
※②・③は後期高齢者医療保険料の口座登録がない方のみ必要です。
④保険年金課高齢者医療係
042・470・7846

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)から使用する保険証(青竹色)は、7月末日までに特定記録郵便で送付します。7月31日までは現在の保険証(水色)を使用しますので、それまでは破棄しないようお願いいたします。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、保険年金課高齢者医療係までお問い合わせください。

◎紙の保険証交付の終了
12月2日(月)からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、同日から紙の保険証の交付は終了となります。マイナ保険証の利用登録をしていない、または有効な紙の保険証をお持ちでない方には、資格情報を記載した「資格確認書」を交付予定です。12月1日(日)までに交付された保険証(青竹色)は、住所や自己負担割合などに変更がなければ、保険証に記載されている有効期限(7年7月31日)までお使いいただけます。

固定資産税(家屋調査等)にご協力を

◎家屋調査について

1月2日～7年1月1日に新築や増築した家屋を対象に、固定資産税・都市計

きます。各年度7月から翌年6月までとなり、複数年度を申請する場合は年度ごとに申請書の提出が必要です。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます。納付猶予の場合は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

免除等申請が可能な期間申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。例えば、6年7月に申請する場合、4年6月分から7年6月分の免除等申請がで

面税の基となる評価額を算出するため、家屋調査を行います。調査を行うときは、事前に文書で連絡します。

7月11日(木)に発送します。通知書が届きましたら、今年度の保険料の納付方法や保険料額等をご確認ください。

◎市内巡回について

来年度の課税対象家屋を把握するため、市職員が市全域を巡回します。新築、増築または取り壊しによって課税台帳との差異がある場合には、戸別に調査を行います。

◎保険料の納め方
保険料は、年金天引き(特別徴収)か、納付書や口座振替(普通徴収)により納めます。納付方法を個人で選択することはできません。通知書の表紙に「今回の納付(納入)方法」を記載していただきますので、ご確認ください。

◎所持している家屋に変更等があった場合
所持している家屋が次の①～③に該当する場合は、課税課家屋資産税係042・470・7777(内線2342)へご連絡ください。

①建物の全部または一部を取り壊した場合
②増築した場合
③未登記家屋で相続・売買・その他の理由により所有者を変更した場合

◎介護保険料額決定通知書の発送
介護保険制度は、介護が必要な方やその家族を社会全体で支えるための仕組みです。65歳以上の方が納める保険料、40歳～64歳の方が公的医療保険の保険料と一緒に納める保険料、公費(税金)等を財源とし、現役世代も含めた多くの方で負担を分かち合うことにより成り立っています。

65歳以上の方が納付する、6年度の介護保険料額決定通知書(以下、「通知書」)を、

◎低所得の方に対する保険料の軽減
ご本人、世帯員ともに市

民税均等割)が課税されていない方(保険料段階が第1段階から第3段階の方)は、保険料が軽減されています。なお、通知書に記載されている保険料額は、軽減適用後の額です(申請は不要です)。

◎介護保険負担割合証の一斉更新
現在、有効期限が7月31日(水)までの「介護保険負担割合証(桜色)」をお持ちで、8月1日(木)からも引き続き交付対象となる方には、7月末までに新しい「介護保険負担割合証(黄色)」を送付します。

◎保険料の決まり方
市全体の介護サービス等に要する費用がまかなえるように算出された基準額と、本人や世帯員の前年中の所得等により区分される保険料段階ごとに設定された保険料率によって決まります。詳しくは、通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

◎交付対象要介護(要支援)認定者および事業対象者
利用者負担割合は、毎年8月1日を基準として、被保険者本人や65歳以上の世帯員の前年の収入・所得等から判定します。

◎介護福祉課介護サービス係
042・470・7750

ウォーキングコースの魅力を紹介

健康課保健サービス係 ☎042・477・0022



黒目川コース(マップ①掲載)・落合川コース(マップ②掲載)

わくわく歩くるめマップ(以下、「マップ」)について、今回は昨年人気の高かった川沿いを巡る2コースの魅力についてご紹介します。ウォーキングの際は、周囲に配慮しながら歩きましょう。

■ウォーキングコースの魅力

黒目川と落合川は、市内を東西に流れ、湧水による豊富な流量と透き通った水辺のせせらぎが特徴です。川沿いでは、季節の木々や花々、鳥や魚を見ることが出来ます。ウォーキングやバードウォッチング、魚釣りをしている方を見かけることもあります。

■ウォーキングキャンペーンについて

市では、マップを活用したキャンペーンを実施中です。詳細は市HPまたはチラシをご覧ください。

■夏のウォーキング・ワンポイントアドバイス

ウォーキングの際は、日傘や帽子を活用し、日陰を利用して適度な休憩とこまめな水分補給をしましょう。汗がすぐ乾くような吸湿性と通気性に富んだ衣服が良いでしょう。朝や夕方などの涼しい時間帯がおすすめです。涼しい時間帯でも暑さ対策を忘れずに。環境省の暑さ指数を確認し、熱中症警戒アラート発令中は、涼しい環境以外では運動などを中止しましょう。

■マップが入手できる場所

市役所、健康課(わくわく健康プラザ内)、各地域センター、各地区センター、各図書館、スポーツセンターなど(市HPからも取得可)

歩いた方の感想

黒目川近くの小山台遺跡公園では古代の人の事を知ることができた

日々変わる川の様子やシラサギやカワセミなどの野鳥や魚を見ることができた





青少年の非行・被害防止全国強調月間

こども家庭庁では、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、関係省庁、地方公共団体および関係団体などと連携しながら総合的な非行・被害防止活動を行っています。
6年度の最重要課題「インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止」について、市でも啓発を強化します。

児童扶養手当を振り込みます

5月・6月分の児童扶養手当を指定預金口座へ振り込みます。

振込予定日 7月11日(木)

※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☎ 児童青少年課助成支援係 042・470・7736

6年度東京都子育て支援員研修(第2期)受講生募集

保育や子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修です。
募集コース①地域保育コース②地域子育て支援コース③放課後児童コース④社会的養護コース

☎ 9月から順次研修開始
☎ 新宿、立川など
※オンデマンド(録画視聴)または集合にて実施。

☎ 都内在住または在勤で、今後、子育て支援員として就業する意欲のある方
☎ 7月1日(月)～16日(火)に、オンライン申し込み(各申し込み先の☎から)または所定の申込書(市区町村窓口または☎から入手可)を郵送(簡易書留。当日消印有効)で申し込みを

申し込み先 ①☎(公財)都福祉保健財団 ☎03・3344・8533 ②☎(一財)保健福祉振興財団 ☎03・6261・0307 ③☎(株)ポピンズプロフェッション ☎03・3447・5822 ④☎(株)東京リーガルマインド ☎03・5913・6225

※カリキュラムや日程など、研修の詳細は、募集要項または各申し込み先の☎をご確認ください。

☎ 都福祉局子供・子育て支援部企画課 ☎03・5320・4121



都福祉局☎

令和6年10月から

☎ 児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

児童手当の制度が一部変更になります

6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、10月分(12月支給分)の児童手当から、制度内容が下記のとおり変更となります。



市☎ (児童手当)

◆主な変更内容

- ①支給対象児童の年齢を高校生年代※までに延長
 - ②所得制限、所得上限を撤廃
 - ③第3子以降の手当額を月3万円に増額
 - ④多子加算の算定に含める児童の年齢を「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
 - ⑤手当の支給回数が年6回に変更
- ※6年度の場合は、平成18年4月2日～21年4月1日に生まれた子(高校に在学していない場合も含む)。



制度比較一覧表	令和6年9月分まで(改正前)	令和6年10月分から(改正後)		
支援対象児童	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住者	高校生年代※までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住者		
所得制限	あり	なし		
手当額	0～3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円	
	3歳～小学校修了前	10,000円		10,000円
	中学生	10,000円		10,000円
	高校生年代	なし		10,000円
	特例給付	5,000円		撤廃
多子加算の算定対象	18歳年度末までの子 例) 19歳・16歳・14歳・10歳児童を養育している場合 19歳(多子加算算定対象外) 16歳(第1子) 14歳(第2子) 10,000円 10歳(第3子) 15,000円 月額 25,000円	22歳年度末までの子 例) 19歳・16歳・14歳・10歳児童を養育している場合 19歳(第1子) 16歳(第2子) 10,000円 14歳(第3子) 30,000円 10歳(第4子) 30,000円 月額 70,000円		
支給月	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月)		

◆申請について

制度改正の影響を受ける方のうち、ご家庭の状況により申請が必要な方と不要な方に分かれます。市内に住民登録のある0歳～高校生年代の子の世帯主宛てに詳細な案内を7月10日(木)に送付します。当該通知を確認していただき、申請が必要な場合は、9月30日(月)までに児童青少年課まで申請をお願いします。詳細は市☎をご覧ください。

主な新たに申請が必要な方

主に高校生年代以下の子を養育している以下に該当する方は申請が必要になります。それ以外の東久留米市から児童手当・特例給付を受給中の方については、自動的に新制度へ移行するため申請は不要です。

- ・所得上限超過を理由に児童手当の資格がない方
 - ・末子が高校生年代であることを理由に児童手当の資格がない方
 - ・現在、児童手当の資格があり、18歳年度末～22歳年度末の子(平成14年4月2日～18年4月1日に生まれた子)を養育しており、かつ、22歳年度末までの子を3人以上養育している方など
- ※公務員の方は所属庁にお問い合わせください。

お知らせ

学校給食費の納め忘れはありませんか

市立小学校では、保護者の皆さんから納入される給食費で安全な食料を購入し、衛生的な調理を行い、児童へ栄養バランスの取れた学校給食を提供しています。給食費の滞納が累積すると、給食を提供するために必要な食料の購入費用が足りなくなり、提供する給食の質が低下するなどの支障をきたす恐れがあります。学校給食費は納め忘れがないよう、納入にご協力をお願いいたします。

なお、納入が困難な場合には、在籍する小学校へご相談ください。

学務課保健給食係 ☎042・470・7779



さいわい福祉センター 通所訓練利用者募集

さいわい福祉センターでは、一般就労が困難な障害者に対する創作的活動または生産活動の機会の提供および社会適応訓練を行っており、利用者を随時募集しています。

対市内在住で知的障害または身体障害をお持ちの18歳以上の方
定着千名
利用期間3年間
申元同センター ☎042・477・2711 (平日午前9時〜午後5時)

慶祝事業の見直し

昨年度まで、その年度に90歳を迎えられた方および100歳以上の方に記念品をお渡ししておりましたが、本事業の継続を図りつつ、特別な敬老と長寿の祝意を表するために、今年度より100歳を迎えられた方、および市内最高齢の方に記念品をお渡しするよう年齢要件を変更いたしました。ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。
国福祉総務課高齢者福祉係 ☎042・470・7749



7月15日(月祝)のごみ収集

7月15日は祝日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。



ごみ対策

課 ☎042・473・2117 (粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118 またはインターネットで)

集団回収実施報告書の提出

市では、あらかじめ市に登録した団体が、対象の資源物(新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶など)

夏に多発する事故から命を守ろう!

毎年、風水害は日本各地に甚大な被害をもたらしています。災害が来る前にしっかりと対応できるように、正しい知識や対策を身につけて、備えましょう。

東京マイタイムライン

風水害への備えや災害発生時にとるべき行動など、整理した表を各家庭でつくることが出来ます。消防署や市役所で配布していますので、いざという時の備えとしてご利用ください。

プールなどの水の事故に注意

暑くなると、こどもが溺れる事故が多くなります。入浴や水遊びの時は、大人が目を離さないようにしましょう。

東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119



環境影響評価調査計画書の縦覧・閲覧

(仮称)グロブライドみらいフィールドプロジェクトに関する環境影響評価調査計画書が事業所から提出されたため、公示の上縦覧などを行います。

縦覧場所 東久留米市役所環境政策課(5階)、都環境局総務部環境政策課(都庁第二本庁舎19階)、都多摩環境事務所管理課(立川合同庁舎3階)、小平市役所環境政策課(4階)
閲覧場所 市政情報コーナー

東久留米市環境審議会の市民委員募集

募集の詳細は市庁ををご覧ください。

任期など 8月25日〜8年8月24日の2年間。審議会の開催を年間2〜5回程度(平日昼間)予定

募集人数 5人以内
応募書類 書式自由。環境審議会委員希望と明記して、住所・氏名・年齢・電話番号、Eメールアドレスに加え、「応募の動機」と「いま関心がある環境問題(3つ)」の2点を合わせて800字程度で記入してください



第4期東久留米市空家等対策協議会の市民委員募集

募集の詳細は市庁ををご覧ください。

任期など 8月27日〜8年8月26日の2年間。協議会などの開催を年間4〜6回程度(平日午後)予定

募集人数 2人
応募資格 満18歳以上の市民の方

募集人数 5人以内
応募書類 書式自由。環境審議会委員希望と明記して、住所・氏名・年齢・電話番号、Eメールアドレスに加え、「応募の動機」と「いま関心がある環境問題(3つ)」の2点を合わせて800字程度で記入してください

5年度個人情報保護制度の運用状況

5年度個人情報保護制度の運用状況は、次の通りです。

個人情報保護制度の運用状況
5年度の利用状況は、次の通りです。公文書の開示請求の処理状況は、請求16件に対し開示決定6件、一部開示決定10件、非開示決定6件(うち不存在6件)でした。苦情申出、訂正請求、利用中止請求および審査請求はありませんでした。

個人情報保護制度の利用状況
5年度の利用状況は、次の通りです。公文書の開示請求の処理状況は、請求54件に対し開示決定32件、一部開示決定23件、非開示決定3件(うち不存在1件)、取り下げ6件でした。審査請求はありませんでした。

国総務課法務・文書担当 ☎042・470・7714

街区表示板の破損などの通報のお願い

国都市計画課土地利用計画担当 ☎042・470・7782

「街区表示板」は、住居表示を実施している区域の町の名称と街区符号(例=上の原二丁目3番)を案内するために、電柱などに設置している表示板です。この「街区表示板」が取れかけたり、破損して落ちましたら、都市計画課土地利用計画担当までご連絡ください。





職員募集

会計年度任用職員募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。



市HP

◎学童保育所児童厚生指導員(専門職・産休代替職員)
任用期間8月1日～7年3月31日(終了後再度任用の場合あり)
勤務時間月曜～土曜日、月12.4時間、午前8時15分～午後7時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)



官公署など

社会福祉協議会からのお知らせ

◎チャレンジボランティア講座

ボランティア活動にチャレンジしたい人に、ボランティアの基本学習と活動先を紹介する講座です。
7月10日(水)～8月9日(金)

オンライン説明会7月1日(月)～8月9日(金)に、市社会福祉協議会HP、または同センターボランティア交流室で視聴
※同センターでの視聴は、7月10日(水)から予約を受け付けます。
ボランティア活動8月1日(水)～31日(土)のうち希望する日程で、市内の福祉施設やボランティア団体など(ボランティア受け入れ先の年齢条件あり)
ボランティア通信をご存知ですか
「ボランティア通信」は、市社会福祉協議会ボランティアセンターが発行する地域のボランティア募集・イベント情報などを掲載した広報誌です。
発行日原則5月・7月・11月・1月・3月の10日に発行しています。
配布場所など市内公共施設や福祉施設、金融機関、ス

パーなどで配布している他、同協議会HPでも閲覧可能です。また、音訳ボランティアのご協力により、D-A-I-S-Y版も発行し、ご希望の方に郵送で貸し出しています。興味のある方は同協議会までお問い合わせください

健康づくり調理師研修会のお知らせ

第1回7月24日(水)
第2回7月30日(火)、いずれも午後2時～4時
場多摩小平保健所
内塩のはたらきとカンタン減塩調理
師大富あき子氏(東京家政学院大学人間栄養学部人間栄養学科准教授)
対飲食店などで調理業務に携わっている方
定各回先着20人
費受講料500円(当日集金)
申各回一週間前までに、同保健所HPで
関多摩小平保健所生活環境安全課保健栄養担当 ☎42・450・3111



同協議会HP



同保健所HP

前田病院市民・院内フォーラム

7月27日(土)午後3時から
場前田病院1階待合室(中央町5-13-34)

柳泉園組合 水銀濃度測定結果

廃棄物焼却施設の排ガス中における水銀濃度の規制値は、改正大気汚染防止法で0.05mg/Lノルマルリユーベと定められています。2月～4月の測定結果(各月の1時間平均値の最高値は、1～3号炉いずれも0.00mg/Lノルマルリユーベでした。
関柳泉園組合技術課 ☎42・470・1547



ご存じですか～高齢者のみまもりに関する支援をご案内します～

市では、高齢者のみまもりに関する事業を多数実施しており、さまざまな視点から高齢者のみまもりに取り組んでいます。日常生活の中で、「いつもと違う」「何かおかしい」と感じたら、担当の地域包括支援センターへご相談ください。



各事業は下表の通り、対象となる方の要件などがありますので、詳細は担当までお問い合わせください。

高齢者のみまもりに関する事業一覧

Table with 4 columns: 事業名, 対象者, 内容, 担当. Lists various support services for the elderly such as 'みまもりネットワーク事業', '配食サービス事業', 'あんしん生活調査', etc.

6年度自衛官等の各種試験案内

◎一般曹候補生(現場で働くスペシャリストになりた方)

▼応募資格 18歳〜33歳 未満の方 受付期間 7月1日(月)〜9月3日(火) 試験日(一次試験) 9月14日(土) 22日(日祝のいずれか1日)

◎自衛官候補生(現場で働くスペシャリストになりた方)

▼応募資格 18歳〜33歳 未満の方 受付期間 年間を通じて実施 試験日 受付時にお知らせ

◎航空学生(パイロットのコース)

▼応募資格 海上自衛隊が18歳〜23歳未満の高卒者(見込含む)、航空自衛隊が18歳〜24歳未満の高卒者(見込含む) 受付期間 7月1日(月)〜9月5日(木) 試験日(一次試験) 9月16日(月祝)

◎防衛大学校(幹部自衛官になるコース)

▼応募資格 18歳〜21歳 未満の方 受付期間 7月1日(月)〜10月17日(木) ※その他条件有り 試験日(一般、一次試験) 11月2日(土) 推薦、総合選抜については受け付け時にお知らせ

◎防衛医科大学(医師、看護師のコース)

▼応募資格 18歳〜21歳 未満の高卒者(見込含む) 受付期間 医師コースが7月1日(月)〜10月9日(火)、看護師コースが7月1日(月)〜10月2日(水) 試験日(一次試験) 11月19日(土)、看護師コースが10月12日(土)

月12日(土)

※二次試験以降の日時については、受け付け時にお知らせします。

詳細や応募資格、受付期間、資料請求などについては、電話で自衛隊東京地方協力本部国分寺募集案内所担当・甲斐 ☎042・324・1010 または ☎Tokyo.p.co.kokubunji@rect.gsd.mod.go.jp

にせ都税メール・電話にご注意ください!

都税事務所の職員を装って、個人情報等を不正に取得したり、金銭をだまし取るうとする事例が発生しています。

手口は、都税事務所を装ってメールや電話で連絡し、家族構成や職業を聞いたり、税金や医療費などが還付されるかのように偽り、お金を振り込ませようとするものです。

◎メールによる手口

「あなたには納期限を過ぎた未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付され、プリペイドカードの購入などの方法により納付するよう求められています。

◎電話による手口

「〇〇都税事務所の〇〇です」などと職員を装って電話をかけ、個人情報を聞きだそうとします。

「税務調査を行っていますので、納税者の情報について確認したい」と質問し、家族の構成、名前、職業などの個人情報を聞き取る

第42回市民みんなのまつりの開催が決定しました

令和6年度市民みんなのまつり(商工祭・農業祭)の日程が決まりましたのでお知らせします。内容については決まり次第、市報や広報紙などでお知らせします。また、広報8月1日号で吹奏楽・合唱・創作ダンスなどのパフォーマンスを、市役所ステージまたは東久留米駅西口路上ステージで行う参加者を募集予定です。

日 11月9日(土)・10日(日)
場 東久留米駅西口から市庁舎までの「まろにえ富士見通り」、市民プラザ、市民ひろばなど
問 産業政策課振興企画係 ☎042・470・7743



昨年の市民みんなのまつりの様子



す、「払いすぎた医療費をお返しします」と、ATMに誘い出され、ATMコーナーから指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示され、お金を振り込ませる

◎被害に遭わないために

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください

飲酒運転させない TOKYOキャンペーン



7月1日〜7日は「飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」期間です。同キャンペーンは、飲酒運転をさせない社会環境の醸成を目指し、都と警視庁が関係機関・団体と連携して実施するものです。

飲酒運転は重大事故に直結し、当事者だけでなく周囲の人にも悲劇を招きます。ドライバーは、飲酒運転は悪質な犯罪であるという認識を持つことが大切です。

また、車を運転することを知りながら、その人に飲酒を勧めること、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。「飲んだら乗るな。乗るなら飲むな」を忘れず、お互いに注意し合い、飲酒運転を撲滅しましょう。

都都民安全推進部では、キャンペーンの詳細や飲食店用・駐車場管理者用の「飲酒運転をさせないためのマニュアル」が掲載されています。また、警視庁では飲酒運転の罰則などを、事例を交えて分かりやすく掲載していますので、ぜひご覧ください。

問 田無警察署 ☎042・467・0110 または 市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764



都都民安全推進部



警視庁

「7月1日〜8月31日は 寄附禁止強化期間」

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。有権者が寄附を求めることも禁止されています。これに違反すると罰則の対象となります。

政治家は有権者に寄附を「贈らない」、有権者は政治家に寄附を「求めない」、政治家から有権者への寄附は「受け取らない」の「三ない運動」を皆さんで徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

※ここで言う「政治家」とは、現に公職にある人に加え、候補者や候補者になろうとしている人も含みます。

問 選挙管理委員会事務局 ☎042・470・7790



政治家は選挙区内の人々に現金や物品、あいさつ帳などを贈ることは禁止されています



総務省(寄附の禁止)

市民伝言板

会員募集

- ◆カラオケ(ひまわりクラブ) 毎月2回。水曜日午前10時〜正午 場 東部地域センター 費 入会金1,000円、会費月2,000円
◆東久留米歌友会 毎月2回。第1・3水曜日午後1時〜5時 場 西部地域センター 費 会費月2,000円
◆謡曲・観世流東久留米修声会 毎月第1・3金曜日午前10時〜11時 場 滝山団地第二集会所 費 会費月5,000円

- ◆アライグマの会 毎月1回。午前9時半〜午後2時 場 生涯学習センター 費 会費月1,000円
◆歌謡サークル(若葉会) 毎月2回。水曜日午後3時50分〜5時50分 場 生涯学習センター 費 入会金1,000円、会費月3,000円
◆発達障害当事者会 毎月2回。午後1時〜3時 場 オナガハウス 費 入会金1,000円、会費1回200円
◆フォークダンス(バラの会) 毎月2回。第2・4土曜日午後1時〜3時 場 スペース105(市役所向かい) 他 費 会費月1,500円

- ◆英語を聴く練習会 毎月3回。土曜日または日曜日 午前10時〜11時45分 場 東部地域センター 費 入会金1,000円、会費月2,000円

催し

- ◆ミュージカル あまんじゃくの桜貝(東久留米こどもミュージカル) 8月4日(日)午後0時半からと午後4時半から 場 タクトホームこもれびGRAFAREホール(保谷こもれびホール) 費 入場料=前売り/S席2,500円、A席2,000円
◆第31回わくわく川掃除&川あそび(わくわく川掃除&川あそび実行委員会) 7月21日(日)午前10時〜午後4時 場 黒目川沿い「れんげ公園」(小山2丁目付近) 費 無料